

# 福岡県公報

平成二十六年六月二十七日  
第三千六百六号  
増刊 ①

## 目次

### 条 例 (第二十三号―第三十二号)

○福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例及び福岡県事務処理の特例

に関する条例の一部を改正する条例 (人事課) ……二

○福岡県職員の配偶者同行休業に関する条例 (人事課) ……二

○福岡県税条例の一部を改正する条例 (税務課) ……五

○附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例 (私学振興課) ……七

○福岡県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (男女共同参画推進課) ……七

○福岡県子育て応援基金条例の一部を改正する条例 (子育て支援課) ……八

○福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (児童家庭課) ……八

○福岡県工業技術センター等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (中小企業技術振興課) ……八

○福岡県営住宅条例の一部を改正する条例 (県営住宅課) ……八

○福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課) ……九

○福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例及び福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (総務部人事課) ……九

## 公布された条例のあらまし

1 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の

一部を改正する法律の制定による母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十六年十月一日から施行することとした。

◇福岡県職員の配偶者同行休業に関する条例

(総務部人事課)

1 地方公務員法の一部を改正する法律の制定に伴い、職員の配偶者同行休業に關し必要な事項を定めることとした。

2 一 この条例は、公布の日から施行することとした。

二 関係条例の一部を改正することとした。

◇福岡県税条例の一部を改正する条例

(総務部税務課)

1 地方税法等の一部を改正する法律の制定に伴い、法人県民税法人税割の税率の引下げ及び法人事業税の税率の引上げを行うほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 一 この条例は、平成二十六年十月一日から施行することとした。ただし、附則第

一条第一項各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行し、改正後の福岡

県税条例付則第三条の二の規定は、平成二十六年四月一日から適用することとした。

二 所要の経過措置を設けることとした。

◇附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

(総務部私学学事振興局私学振興課)

1 いじめ防止対策推進法に基づき、県立及び私立の学校から報告があった重大事態に係る調査の結果について調査等を行わせるため、福岡県いじめによる重大事態再調査委員会を設置することに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例

(新社会推進部男女共同参画推進課)

1 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の制定による母子及び寡婦福祉法の一部改正に伴い、母子福祉団

体の名称を改めるほか、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十六年十月一日から施行することとした。

◇福岡県子育て応援基金条例の一部を改正する条例 (福祉労働部子育て支援課)

1 福岡県子育て応援基金に基づく事業を平成三十一年度まで継続することに伴い、福岡県子育て応援基金条例の有効期限を延長することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例 (福祉労働部児童家庭課)

1 次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るための次世代育成支援対策推進法等の一部を改正する法律の制定による母子及び寡婦福祉法の一部改正及び厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令の一部を改正する省令の制定に伴い、所要の改正を行うこととした。

2 この条例は、平成二十六年十月一日から施行することとした。ただし、附則第五条の改正規定は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県工業技術センター等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例 (商工部中小企業技術振興課)

1 本県における中小企業の成長発展と新たな産業の育成・集積を図るため、商工部の組織再編を実施したことに伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

◇福岡県営住宅条例の一部を改正する条例 (建築都市部県営住宅課)

1 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律の制定に伴い、所要の規定の整備を行うこととした。

2 この条例は、平成二十六年十月一日から施行することとした。

◇福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 (警察本部警務課)

1 国の措置に鑑み、本県警察職員の特殊勤務手当を新設することとした。

2 この条例は、公布の日から施行することとした。

条 例

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例及び福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年六月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十三号

福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例及び福岡県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正)

第一条 福岡県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和二十八年福岡県条例第六十六号)

の(の一部を次のように改正する。  
第六条第一項第一号イ中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

(福岡県事務処理の特例に関する条例の一部改正)

第二条 福岡県事務処理の特例に関する条例(平成十一年福岡県条例第三十七号)の(一部を次のように改正する。

別表三五の七の項事務の欄中「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。

福岡県職員の配偶者同行休業に関する条例をここに公布する。

平成二十六年六月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十四号

福岡県職員の配偶者同行休業に関する条例

(趣旨)

この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」と

第一条

この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」と

第一条

この条例は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号。以下「法」と

いう。)第二十六条の六第一項、第二項、第六項から第八項まで及び第十一項の規定に基づき、職員(市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下同じ。)の配偶者同行休業(法第二十六条の六第一項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(配偶者同行休業の承認)

**第二条** 任命権者は、職員が申請した場合において、公務の運営に支障がないと認めるときは、当該申請をした職員の勤務成績その他の事情を考慮した上で、当該職員が、配偶者同行休業をすることを承認することができる。

(配偶者同行休業の期間)

**第三条** 法第二十六条の六第一項の条例で定める期間は、三年とする。

(配偶者同行休業の事由)

**第四条** 法第二十六条の六第一項の条例で定める事由は、次に掲げる事由(六箇月以上にわたり継続することが見込まれるものに限る。第七条において「配偶者外国滞在事由」という。)とする。

- 一 外国での勤務
- 二 事業を営営することその他の個人が業として行う活動であつて外国において行うもの
- 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による大学に相当する外国の大学(これに準ずる教育施設を含む。)であつて外国に所在するものにおける修学(前二号に該当するものを除く。)

(配偶者同行休業の承認の申請)

**第五条** 配偶者同行休業の承認の申請は、配偶者同行休業をしようとする期間の初日及び末日並びに当該職員の配偶者が当該期間中に外国に住所又は居所を定めて滞在する事由を明らかにしてしなければならない。

2 任命権者は、配偶者同行休業の申請をした職員に対して、当該申請について確認するため必要があると認める書類の提出を求めることができる。

(配偶者同行休業の期間の延長)

**第六条** 配偶者同行休業をしている職員は、当該配偶者同行休業を開始した日から引き

続き配偶者同行休業をしようとする期間が第三条に規定する休業の期間を超えない範囲内において、延長をしようとする期間の末日を明らかにして、任命権者に対し、配偶者同行休業の期間の延長を申請することができる。

2 第二条の規定は、配偶者同行休業の期間の延長の承認について準用する。

(配偶者同行休業の承認の取消事由)

**第七条** 法第二十六条の六第六項の条例で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 配偶者(法第二十六条の六第一項に規定する配偶者をいう。以下この号及び次条第一項第一号から第三号までにおいて同じ。)が外国に滞在しないこととなり、又は配偶者が外国に滞在する事由が配偶者外国滞在事由に該当しないこととなつたと。
- 二 配偶者同行休業をしている職員が、福岡県職員の勤務時間、休暇等に関する条例(平成十年福岡県条例第一号)第十五条に規定する特別休暇であつて人事委員会規則で定めるものを取得することとなつたこと。
- 三 任命権者が、配偶者同行休業をしている職員について、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第十号)第二条第一項の規定による育児休業を承認することとなつたこと。

(届出)

**第八条** 配偶者同行休業をしている職員は、次に掲げる場合には、遅滞なく、その旨を任命権者に届け出なければならない。

- 一 配偶者が死亡した場合
  - 二 配偶者が職員の配偶者でなくなった場合
  - 三 配偶者と生活を共にしなくなった場合
  - 四 前条第一号に規定する事由に該当することとなつた場合
  - 五 前条第二号に規定する特別休暇を取得しようとする場合
- 2 第五条第二項の規定は、前項の届出について準用する。

(配偶者同行休業に伴う任期付採用及び臨時的任用)

**第九条** 任命権者は、第二条又は第六条の規定による申請があつた場合において、当該申請に係る期間(以下この項及び次項において「申請期間」という。)について職員の配置換えその他の方法によって当該申請をした職員の業務を処理することが困難で

あると認めるときは、当該業務を処理するため、次の各号に掲げる任用のいずれかを行うことができる。この場合において、第二号に掲げる任用は、申請期間について一年を超えて行うことができない。

一 申請期間を任用の期間（以下この条において「任期」という。）の限度として行う任期を定めた採用

二 申請期間を任期の限度として行う臨時的任用

2 任命権者は、前項の規定により任期を定めて採用された職員の任期が申請期間に満たない場合にあつては、当該申請期間の範囲内において、その任期を更新することができる。

3 任命権者は、第一項の規定により任期を定めて採用された職員の任期を更新する場合には、あらかじめ職員の同意を得なければならない。

（職務復帰後における号給の調整）

第十条 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、当該配偶者同行休業の期間を百分の五十以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職務に復帰した日及びその日後における最初の職員の昇給を行う日として人事委員会規則で定める日又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号給を調整することができる。

2 配偶者同行休業をした職員が職務に復帰した場合における号給の調整について、前項の規定による場合には部内の他の職員との均衡を著しく失すると認められるときは、同項の規定にかかわらず、あらかじめ人事委員会と協議して、その者の号給を調整することができる。

（退職手当の取扱い）

第十一条 福岡県職員の退職手当に関する条例（昭和三十八年福岡県条例第二十七号）第七条の四第一項及び第十条第四項の規定の適用については、配偶者同行休業をした期間は、同条例第七条の四第一項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとする。

2 配偶者同行休業をした期間についての福岡県職員の退職手当に関する条例第十条第四項の規定の適用については、同項中「その月数の二分の一に相当する月数（地方公

務員法第五十五条の二第一項ただし書に規定する事由又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかつた期間については、その月数」とあるのは、「その月数」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（福岡県職員定数条例の一部改正）

2 福岡県職員定数条例（昭和二十八年福岡県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第三条中「自己啓発等休業中の職員」の下に、「配偶者同行休業中の職員」を加える。

（福岡県県立学校職員定数条例の一部改正）

3 福岡県県立学校職員定数条例（昭和二十八年福岡県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「自己啓発等休業中の職員」の下に、「配偶者同行休業中の職員」を加える。

（福岡県市町村立学校職員定数条例の一部改正）

4 福岡県市町村立学校職員定数条例（昭和三十九年福岡県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「自己啓発等休業中の職員」の下に、「配偶者同行休業中の職員」を加える。

（福岡県警察の組織及び定員に関する条例の一部改正）

5 福岡県警察の組織及び定員に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第四十号）の一部を次のように改正する。

付則第三項中「自己啓発等休業中の職員」の下に、「配偶者同行休業中の職員」を加える。

（単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

6 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和三十二年福岡県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条を第十三条とし、第九条から第十一条までを一条ずつ繰り下げ、第八条の次に次の一条を加える。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員との給与)

第九条 地方公務員法第二十六条の六第一項の規定に基づく配偶者同行休業の承認を受けた職員には、当該配偶者同行休業をしている期間中、給与を支給しない。

(福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

7 福岡県公営企業に従事する企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和三十三年福岡県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第十二条を第十三条とし、第九条から第十一条までを一条ずつ繰り下げ、第八条の次に次の一条を加える。

(配偶者同行休業の承認を受けた職員の給与)

第九条 地方公務員法第二十六条の六第一項の規定に基づく配偶者同行休業の承認を受けた職員には、当該配偶者同行休業をしている期間中、給与を支給しない。

(福岡県職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

8 福岡県職員の育児休業等に関する条例(平成四年福岡県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「育児休業法」を「地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)第二十六条の六第七項又は育児休業法」に改める。

第十条第一号中「育児休業法」を「地方公務員法第二十六条の六第七項又は育児休業法」に改める。

(福岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

9 福岡県人事行政の運営等の状況の公表に関する条例(平成十七年福岡県条例第八号)の一部を次のように改正する。

第三条中第八号を第九号とし、第四号から第七号までを一号ずつ繰り下げ、第三条の次に次の一号を加える。

四 職員の休業に関する状況

福岡県税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年六月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十五号

福岡県税条例の一部を改正する条例

福岡県税条例(昭和二十五年福岡県条例第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十条第三項中「。以下同じ」を削り、「その事業が行われる場所で施行令第七条の三の四に定めるもの」を「恒久的施設(法人税法第二条第十二号の十八に規定する恒久的施設をいう。)」に改め、同条第五項中「マンション建替組合」の下に「及びマンション敷地売却組合」を加える。

第二十条の五の四中「相当する税(」の下に「所得税法第二条第一項第五号に規定する非居住者であつた期間を有する者の当該期間内に生じた所得につき課されるもの」にあつては、同法第六十一条第一項第一号に掲げる国内源泉所得につき外国の法令により課されるものに限る。」を、「控除限度額」の下に「及び同法第六十五条の六第一項の控除限度額の合計額」を加える。

第二十条の十一中「百分の五」を「百分の三・二」に改める。

付則第三条の二の表を

福岡県東福岡県税事務所	福岡県東福岡県税事務所	福岡県東福岡県税事務所
	福岡県西福岡県税事務所	福岡県西福岡県税事務所
	福岡県筑紫県税事務所	福岡県筑紫県税事務所
福岡県筑紫県税事務所	福岡県東福岡県税事務所	福岡県東福岡県税事務所
	福岡県西福岡県税事務所	福岡県西福岡県税事務所
	福岡県筑紫県税事務所	福岡県筑紫県税事務所

改める。

付則第四条の二中「第四十条第三項後段(同条第六項から第十項まで)」の下に「及び第十一項(同条第十二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)」を加え、「。以下この条において同じ」を削り、「同法第四十条第三項」を「同条第三項」に、「公益法人等(同条第六項から第十項まで)」を「公益法人等(同条第六項から

第十一項まで」に、「財産（同条第六項から第十項まで）を「財産（同条第六項から第十一項まで）」に改める。

付則第五条の三の二第二項第二号中「第九十五条」の下に「若しくは第百六十五条の六」を加える。

付則第七条の二の二中「平成二十年十月一日」を「平成二十六年十月一日」に、「百分の一・五」を「百分の二・二」に、「百分の二・二」を「百分の三・二」に、「百分の二・九」を「百分の四・三」に、「百分の二・七」を「百分の三・四」に、「百分の三・六」を「百分の四・六」に、「百分の四」を「百分の五・一」に、「百分の五・三」を「百分の六・七」に、「百分の〇・七」を「百分の〇・九」に、「百分の四・三」を「百分の五・五」に改める。

付則第十六条中「第二十条の十一の規定にかかわらず、百分の五・八」を「第二十条の十一に規定する税率に百分の〇・八を加算した率」に改める。

付則第十七条第一項中「県内」を「前条の規定は、県内」に、「法人税割額は、前条の規定を適用して計算した法人税割額から当該法人税割額に五・八分の〇・八を乗じて計算した額に相当する額を控除した金額とする」を「法人税割（法人課税信託を引き受ける場合に課せられるものを除く。）については、適用しない」に改め、同条第二項を削る。

付則第二十六条に次の一項を加える。

3 所得割の納税義務者又は法第三十四条第一項第一号に規定する親族の有する同号に規定する資産が東日本大震災により損壊し、又はその価値が減少した場合その他東日本大震災により当該資産を使用することが困難となつた場合において、東日本大震災に関連する次に掲げる支出その他これらに類する支出（以下この項において「震災関連原状回復支出」という。）について東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までにすることができなかつた県民税の所得割の納税義務者が、当該事情がやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までに震災関連原状回復支出をしたときは、当該震災関連原状回復支出をした場合は同号に規定する施行令で定めるやむを得ない支出をした場合と、当該震災関連原状回復支出をした金額は同号に規定する支出をした金額と、当該震災関連原状回復支出をした金額（保険金、損害賠償金その他これらに

類するものにより埋められた部分の金額を除く。）は同号イに規定する災害関連支出の金額とそれぞれみなして、同条第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定を適用する。

一 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための支出

二 当該資産の原状回復のための支出（当該災害により生じた当該資産に係る損失の金額として施行令で定めるところにより計算される金額に相当する部分の支出を除く。）

三 当該資産の損壊又はその価値の減少を防止するための支出

付則第二十八条に次の一項を加える。

4 その有する事業用資産（震災特例法第七条第七項に規定する事業用資産をいう。以下この項において同じ。）が東日本大震災により損壊し、又はその価値が減少した場合その他東日本大震災により当該事業用資産を業務の用に供することが困難となつた場合において、東日本大震災に関連する次に掲げる費用その他これらに類する費用（以下この項において「震災関連原状回復費用」という。）について東日本大震災からの復興のための事業の状況その他のやむを得ない事情によりその災害のやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までにその支出をすることができなかつた県民税の所得割の納税義務者が、当該事情がやんだ日の翌日から三年を経過した日の前日までに震災関連原状回復費用の支出をしたときは、当該支出をした金額は法第三十二条第十項に規定する災害に関連するやむを得ない支出で施行令で定めるものの金額とみなして、同条第九項の規定を適用する。

一 災害により生じた土砂その他の障害物を除去するための費用

二 当該事業用資産の原状回復のための修繕費

三 当該事業用資産の損壊又はその価値の減少を防止するための費用

#### 附 則

（施行期日等）

第一条 この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 付則第三条の二の改正規定 公布の日

二 付則第四条の二の改正規定、付則第二十六条に一項を加える改正規定及び付則第

二十八条に一項を加える改正規定並びに次条第二項から第四項までの規定 平成二十七年一月一日

三 第二十条第三項の改正規定及び附則第三条第一項の規定 平成二十八年四月一日  
四 第二十条の五の四及び付則第五条の三の二の改正規定並びに次条第一項の規定 平成三十年一月一日

五 第二十条第五項の改正規定 マンションの建替えの円滑化等に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第八十号）の施行の日

2 改正後の福岡県税条例（以下「新条例」という。）付則第三条の二の規定は、平成二十六年四月一日から適用する。

（個人の県民税に関する経過措置）

第二条 新条例第二十条の五の四及び付則第五条の三の二の規定は、平成三十年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十九年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例付則第四条の二の規定は、平成二十七年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十六年分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

3 新条例付則第二十六条第三項の規定は、平成二十六年一月一日以後にする同項に規定する震災関連原状回復支出について適用する。

4 新条例付則第二十八条第四項の規定は、平成二十六年一月一日以後にする同項に規定する震災関連原状回復費用の支出について適用する。

（法人の県民税に関する経過措置）

第三条 新条例第二十条第三項の規定は、平成二十八年四月一日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による。

2 新条例第二十条の十一並びに付則第十六条及び第十七条の規定は、平成二十六年十月一日以後に開始する事業年度分の法人の県民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の県民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の県民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の県民税については、なお従前の例による

。 附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年六月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十六号

附属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の設置に関する条例（昭和二十八年福岡県条例第三十九号）の一部を次のように改正する。

別表中

福岡県公務災害等補償審査会

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例第十七条の規定による審査の申立てに対して審査及び裁定を行うこと

を

福岡県公務災害等補償審査会

議会の議員その他の非常勤の職員の公務災害等補償に関する条例第十七条の規定による審査の申立てに対して審査及び裁定を行うこと

に

福岡県いじめによる重大事態再調査委員会

いじめ防止対策推進法（平成二十五年法律第七十一号）第二十八条第一項の規定による調査の結果について、同法第三十条第二項及び第三十一条第二項の調査等を行うこと

改め、同表教育委員会の部福岡県県立学校いじめ防止対策推進委員会の項中「（平成二十五年法律第七十一号）」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年六月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十七号

福岡県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する  
条例

福岡県婦人保護施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年福岡県条例第五十一号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に、「母子相談員」を「母子・父子自立支援員」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。

福岡県子育て応援基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年六月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十八号

福岡県子育て応援基金条例の一部を改正する条例

福岡県子育て応援基金条例（平成二十一年福岡県条例第二号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「平成三十年六月三十日」を「平成三十二年六月三十日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年六月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第二十九号

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する  
条例

条 例

福岡県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成二十四年福岡県条例第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四十三条中「母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に、「母子福祉団体」を「母子・父子福祉団体」に改める。

第八十八条第二項中「母子自立支援員、母子福祉団体」を「母子・父子自立支援員、母子・父子福祉団体」に改める。

附則第五条中「六人」を「四人」に改める。

附 則

この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。ただし、附則第五条の改正規定は、公布の日から施行する。

福岡県工業技術センター等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年六月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十号

福岡県工業技術センター等使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

福岡県工業技術センター等使用料及び手数料条例（昭和二十三年福岡県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第一条中「商工部新産業・技術振興課」を「商工部中小企業技術振興課」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

福岡県営住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年六月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十一号

福岡県営住宅条例の一部を改正する条例

福岡県営住宅条例（平成九年福岡県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項第五号中「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を「又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国し



た中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改める。

附則

この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十六年六月二十七日

福岡県知事 小川 洋

福岡県条例第三十二号

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

福岡県警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和二十九年福岡県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第三条第十八号を次のように改める。

十八 遠隔地水上警戒作業

第四条の表前条第十七号に掲げる作業に従事する場合の項の次に次のように加える。

前条第十八号及び第二十二号に掲げる作業に従事する場合	日	額	千百円
----------------------------	---	---	-----

第四条の表前条第二十二号に掲げる作業に従事する場合の項を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。